随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和5年5月26日	
契 約 件 名	軟X線2結晶分光ビームライン前置鏡駆動装置他改造　一式	
契 約 金 額	7,887,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県足柄上郡山北町岸３８１６－１ (株)トヤマ	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 ℡ ０２９－８６４－５１６６	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	高エネルギー加速器研究機構放射光実験施設では、開発研究多機能ビームラインがBL－１１に整備されることが決定し、現在のBL－１１A，１１B，１１Dのアクティビティは、新規に整備される広波長域軟X線ビームラインBL－１２Aへ移される。BL－１２Aは、偏向電磁石を光源として、回折格子分光器のパスと二結晶分光器のパスに振り分けることができ、両パスの集光点は下流で一致する設計となっている。 本件は、BL－１２Aを構成する二つのパスのうち、二結晶分光器のパスを成立させるために、移設前のBL－１１Aと１１Bの「軟X線2結晶分光ビームライン前置鏡駆動装置」及び「BL—１１A前置集光鏡及び可変偏角斜入射分光器」を改造するものである。	
随意契約の理由	本件改造の対象となる前置鏡駆動装置等は、全て株式会社トヤマによって設計・製作されたものであり、構造、機能、性能、特性について細部に至るまで熟知している。また同社は、BL－１２ビームライン設計を行った際に本件改造の基本設計を行っていることから、同社が製作、改造の詳細設計、改造を一貫して受注することによって、改造後の性能が保証される。従って、本件改造を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者は同社をおいて他にはない。	